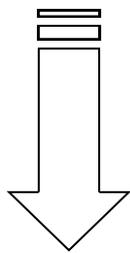


## 空き家に係る特別控除の見直し

現在、空き家が増加している事が社会問題化していますが、空き家の発生を抑制することを目的に譲渡に係る特別控除の要件を一部変更し、期間を平成35年12月31日まで延長しました。空き家の特別控除とは、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、敷地を含む）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、一定の要件を満たせば譲渡所得から3千万円を控除する制度です。

### 「改正前」

相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものであることのみが条件でしたが、



### 「改正後」

老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋等でも、①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと、②被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと、その他一定の要件を満たす場合に限り特例を適用できるようになりました（適用は4月1日以後に行う譲渡より）

## 自動車税を恒久減税

消費税増税の影響から、消費の落ち込みを防ぐ目的で平成31年10月1日以降に取得した新規登録自動車に対して、自動車税の引き下げが行われます。軽自動車を除く自動車税が排気量によっては最高4,500円減税されます。また、自動車取得税も廃止される予定で、代わりに新税である「環境性能割」が導入されます。車を購入するタイミングが増税後だからと言って、車種や年式にもよりますが、必ずしも損するとは言えないので、販売店と相談を密に行う事が重要であると言えます。

## 健康保険料等変更について

平成31年3月分（4月納付分）から健康保険・厚生年金保険の保険料が変更となります。全国健康保険協会ホームページにて公表されておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。給与計算をされているお客様に関しましては、上記保険料を改めて確認し、3月分の保険料から変更していただきますようお願いいたします。